

足寄町水道事業経営戦略 (上水道事業)

令和2年3月

足寄町水道事業

第1章 策定の背景

足寄町水道事業(以下「本事業」)は、昭和28年10月1日付で認可を取得し、昭和30年4月に給水を開始しました。それから60年以上にわたり、豊富な湧水を水源として住民生活に不可欠な水を提供してまいりました。

しかしながら近年過疎化が進み、給水開始当初は一万人を超える人口があった当町も、現在では7千人を割りこみ、それに比例して給水収益も年々減少していきました。

浄水場や配水管などの給水施設については耐用年数を経過したものから順次計画的に更新していますが、その費用は年々増加しており、このままでは安定した経営基盤での安心安全な水の供給に影響が生じるおそれがあることから、中長期的な経営基盤を築き上げるべく、平成29年4月に基本料金等について値上げを実施いたしました。

その結果、平成30年度決算で約20%の増収となり、経常利益も約19百万円増加するなど経営基盤の強化に向けて順調に経過しています。

しかし、給水人口の減少、施設の老朽化といった課題は当面続くことから、利用者みなさまに財務状況を含めた本事業の現況、そして今後10年間、どのような方針を以てどのように運営され、目指す姿に向かっていくのかをこの「足寄町水道事業経営戦略」において明確に示し、利用者みなさまのご負担により運営している本事業に対する理解をより深めていただき、本事業の安定的な経営が図られるよう、策定するものです。

第2章 現状と課題

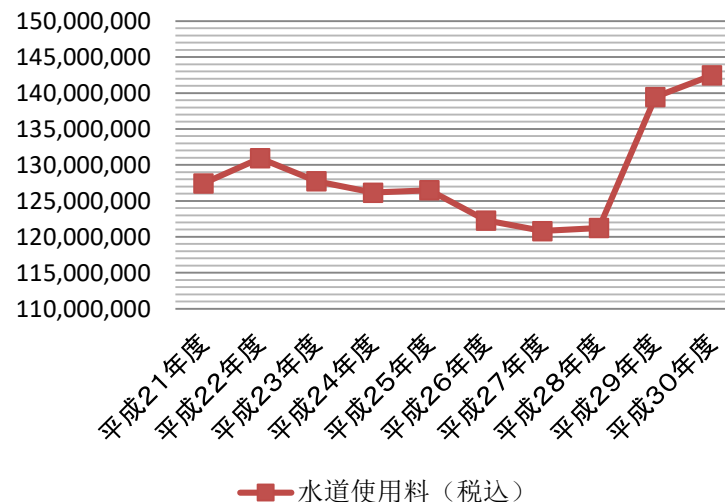
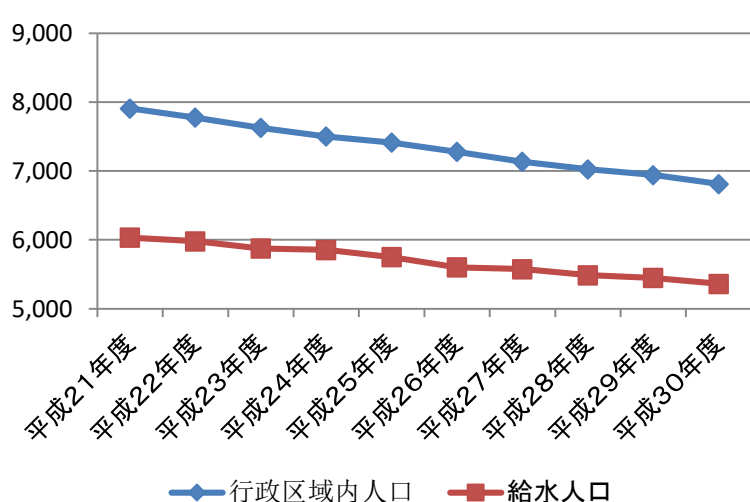
1. 水需要(給水人口、総配水量と有収水量)

給水収益の年間調定額は平成28年度まで減少傾向にあったものの、平成29年度の料金値上げにより、過去10年で最多の142,475千円(税込)となりました。

総人口は平成20年度に7989人でしたが、平成30年度末には6812人となり約10年間で1177人、14.8%の減少となりました。一方水道を利用している給水人口は平成20年度に6044人でしたが、平成30年度は5361人となり、同様に683人、11.3%の減少となっており、総人口の減少幅程には上水道の利用人口が減っていないことが分かっています。

年間総配水量は平成27年度にピークを迎え、その量も70万トンを超えていましたが、平成28年度からは60万トン台に抑えられています。年間総有収水量は50万トン台で安定していますが、総配水量が大きかったため有収率の低下につながっており、平成27年度には過去最低の67%にまで低下しました。主な原因としては老朽化した配水管で漏水が発生し、無収水量が増大したためですが、平成28年度から漏水調査を行い、漏水箇所のこまめな修繕に取り組んだ結果、総配水量が抑えられ、平成29年度には10年間で最高の有収率85%を達成しています。

しかしながら年間約1%ずつ給水人口が減っていることは事実であり、このまま推移すれば10年後には5千人を割り込むことが見込まれます。また、有収水量も緩やかに減少してきています。水需要においては公共下水道の普及という増加要因がありますが、町民の節水意識の高まりや節水器具の普及なども考慮すると、今後も水需要は緩やかに減少していくことが予想されます。



2. 施設の状況

水道事業の保有する施設には、浄水場などの原水施設、配水管などの配水施設などがあります。

【浄水場】

本事業の浄水場は常盤浄水場と北区浄水場の二つがあります。そのうち、主な浄水場である常盤浄水場は、建物本体が昭和42年に竣工していますが、すでに築50年が経過し耐用年数である60年まであと10年を切っています。加えて耐震診断の結果、RC構造物ではありますが古い時代の建築物のため、水道施設耐震工法指針に適合しない建築物であるとの診断が下されています。

大地震など有事の際に浄水施設が損傷すれば、ライフラインである水の供給に大きな支障が生じ、住民生活に大きな打撃を与えることとなりますので、常盤浄水場については早急な改修、改築の必要があります。

北区浄水場については、機能の一部を常盤浄水場に移転し、送水機能のみの施設に変更しています。

【導水管・送水管】

30年3月末現在、水源地(取水施設)から浄水場に水を送る導水管の総延長は4.23km、浄水場から配水池に水を送る送水管の総延長は1.42kmとなっています。

導水管における管種は、うち78%を塩化ビニール管(直径100・200mm)、22%をダグタイル鑄鉄管(直径200mm)が占めています。送水管における管種は、うち95%をダグタイル鑄鉄管(直径200mm)、5%をポリエチレン管が占めています。いずれの管も老朽化が進んでいることから、計画的な更新を行っていく必要があります。

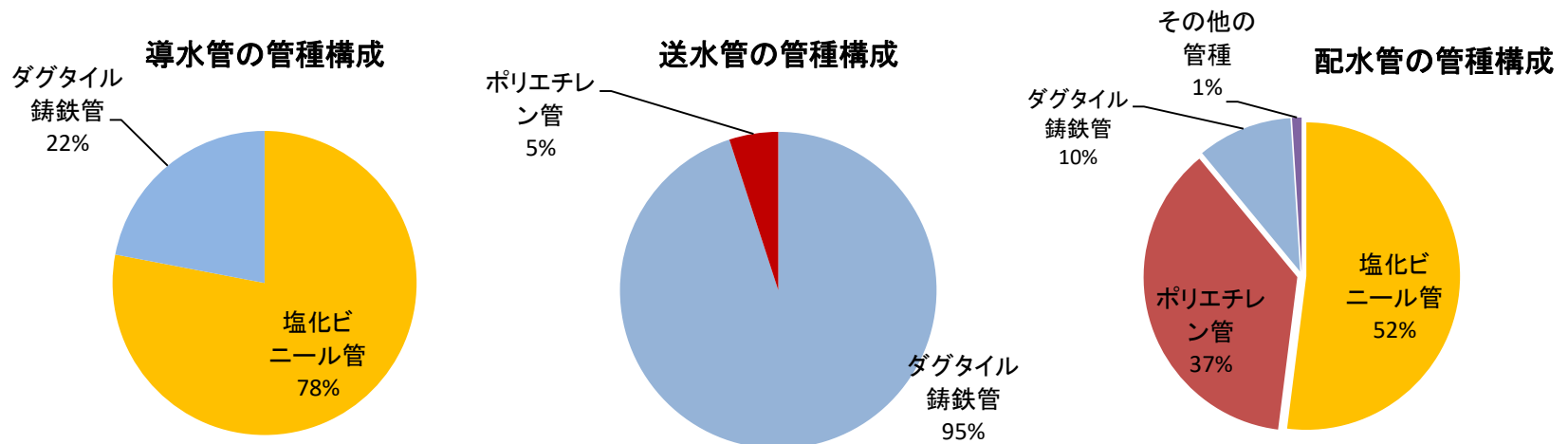


常盤浄水場

【配水施設】

配水施設からそれぞれのご家庭などに浄水を配水する配水管の総延長は、30年3月末現在94.92kmとなっています。管種の内訳は、塩化ビニール管が52%、ポリエチレン管が37%、ダグタイル鋳鉄管が10%、その他の管種が1%となっています。配水管の更新については耐用年数を経過したものから順次行っていますが、配水管が埋設されている道路工事や添架している橋の架け換えに合わせて行う移設工事や敷設替えなど、経費を抑えた形で更新できる機会を踏まえて、計画的かつ合理的に更新を進めています。

また、主な漏水が起こりやすい施設であることから、定期的に漏水調査を行い、漏水個所を発見次第修繕を行い、安全で安定的な浄水の供給に努めています。



3. 災害・危機管理対策

水道事業はその施設のほとんどが地中に埋設されている以上、地震の影響を大きく受けることとなります。

日本は地震大国であり、いつどの地域でもマグニチュード7以上の大地震が起こってもおかしくありません。当町にも今後30年以内に地震が発生する可能性のある活断層帯があり、一旦大地震が起これば浄水場の損傷や各種水道本管の寸断が起こり、大規模な断水の発生など、住民生活に大きな被害を与えることが予想されます。

また、近年は台風や突発的な雨雲の発生によるゲリラ豪雨などによる水害が発生しやすく、大量の雨水で埋設地面が洗掘され、水道本管が露出して漏水するなど、さまざまな要因で災害が発生し、毎年油断ができない状況になっています。

災害発生時には真っ先に老朽化した施設が被害を受けることから、更新する敷設管について順次耐震性能の高い管種に切り替えるなど対策をしていますが、主たる浄水場である常盤浄水場は耐震診断において水道施設耐震工法指針に適合しない建築物であるとの診断が下されており、早急な対策が求められます。

平成20年に「水道施設災害対策要綱」を制定し進めてきましたが、その後施設に相当の被害を受けても水道業務を中断させないための業務計画を策定する意図から、平成28年に「足寄町上下水道事業業務継続計画(上下水道BCP)」を制定し、災害時に町民の安全確保を第一とすること、住民生活や地域経済活動のために必要となる重要な機能を優先的に回復させること、大規模地震だけでなく大雨災害、停電事故などをリスクとして策定することを基本方針として、各災害発生時の組織体制、命令系統、応急対応の内容、関係機関との連携体制などを明示し、職員の災害対応訓練を実施するなど災害発生時に迅速な対応ができるよう努めています。

以上のように、ハード、ソフト面両面の整備を進め、災害に強い水道事業を今後も続けていくことが重要です。



平成30年9月 北海道胆振東部地震による停電時対応

4. 経営状況

水道事業の経営において、主な収入源は水道料金です。収支不足分において一般会計からの繰入金や一時借入金はなく、建設改良費財源として企業債を発行して資金調達を行うことはありますが、基本的に外部に頼ることなく、独自財源による経営を維持しています。

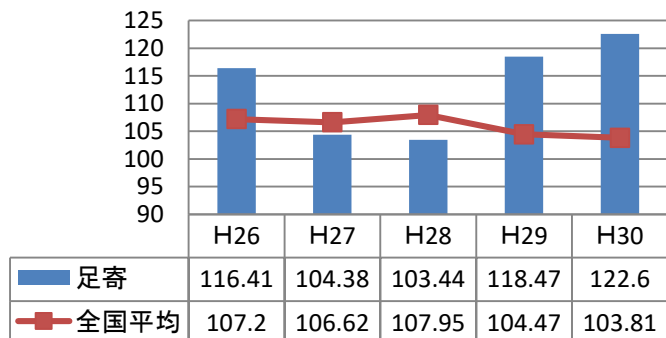
現在においても経常収支比率は100%を超えており、欠損金も発生せず黒字経営を続けています。料金水準の適切性を示す料金回収率も常時100%を超え、良好な収益性を保っています。

しかし、平成8年に料金を改定して以降、2度の消費税増税、給水人口減少などが給水収益の減少につながり、徐々に経常利益が減少して将来的な健全経営が不安視されるようになり、加えて常盤浄水場の耐震化改築のために多大な費用がかかることから、29年4月に20年ぶりの料金改定を行いました。

その結果、経常損益が25年度以来3年ぶりに2千万円台となり、財務分析においては自己資本構成比率や経常収支比率、営業収支比率など多くの指標が好転し、営業収支比率は3年ぶりに100%を超え、経営分析においては1トン当たりの供給単価が前年度比15.6%上昇しました。料金改定によって当面の経営不安は解消されましたが、今後は常盤浄水場の改築や各種水道管の更新など、多額の投資が必要になることから、今後も経常経費の抑制を図り、永続的で安定的な経営体制を構築していく必要があります。

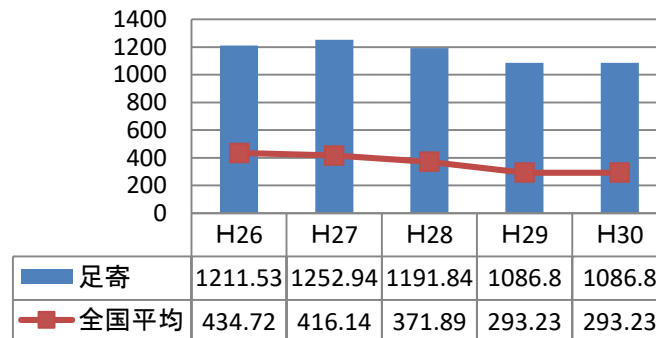
主な経営指標

経常収支比率(%)



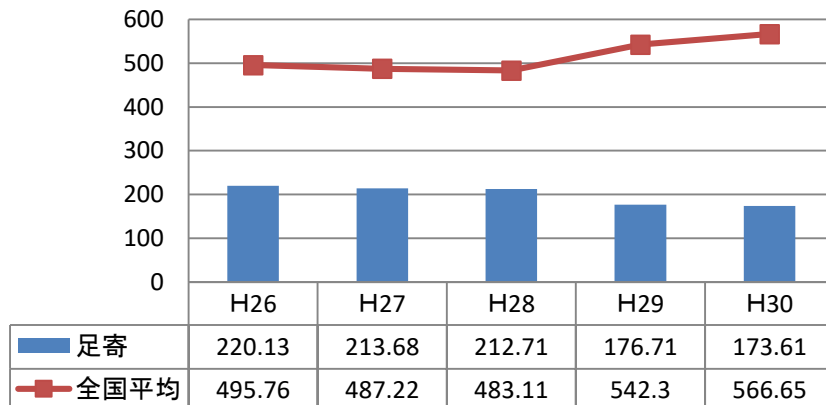
経常収支比率は総費用に占める総収益の割合を示したもので、100%を超えれば健全経営といえます。28年度まで100%を割りこむ勢いでしたが、給水収益の増収により26年度実績まで回復しました。

流動比率(%)



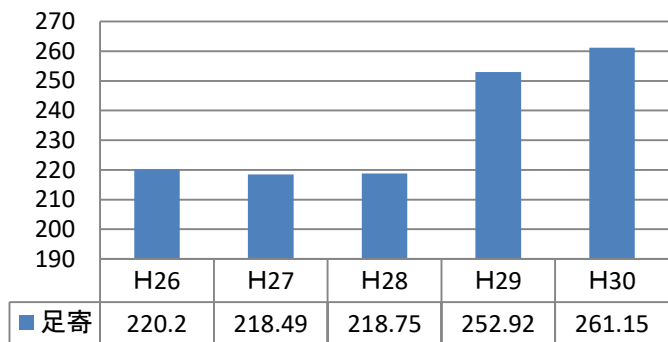
流動比率は一年以内に現金化できる流動資産と、支払わなければならない負債とを比較したもので、200%以上であれば短期的な支払い能力について問題がないといえます。

企業債残高対給水収益比率(%)



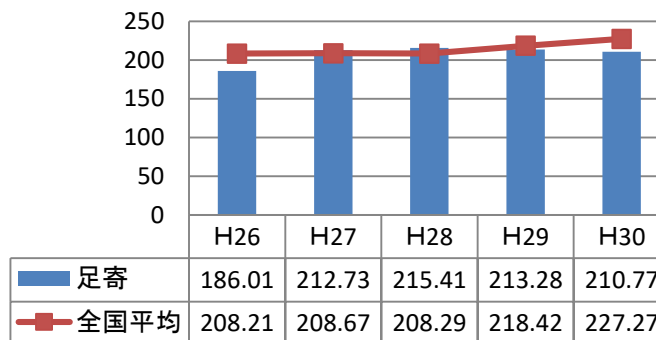
各年度末の企業債残高を給水収益で除したもので、高いほど料金収入に比べて償還の負担が重いということになります。本事業は全国平均に比べて半分以下の比率となっており、企業債に頼らず適切な料金設定によって運営してきたといえます。

供給単価(円)



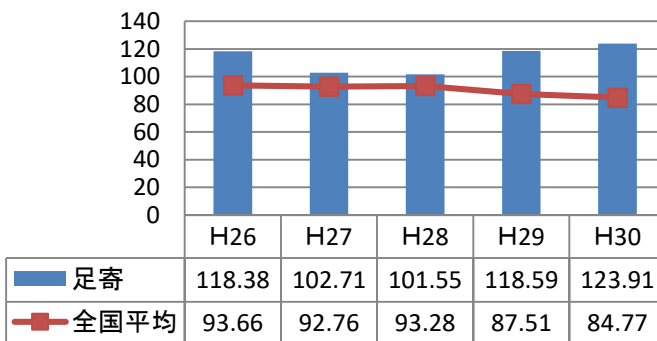
供給単価は水1トンあたりの売値を表します。29年度の値上げによって30円以上上昇しました。急激な減収となる要素が見当たらない為、今後も安定した単価が見込めそうです。

給水原価(円)



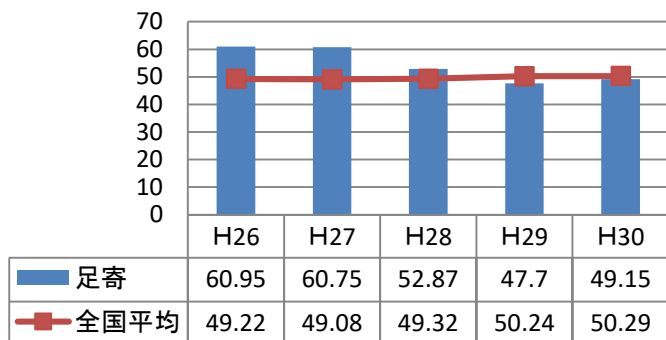
給水原価は水1トンを提供するにあたって係った経費を表します。年々増加傾向にありますが、全国平均値に近い数値です。経費の抑制に努め、この数値を下げる努力が必要です。

料金回収率(%)



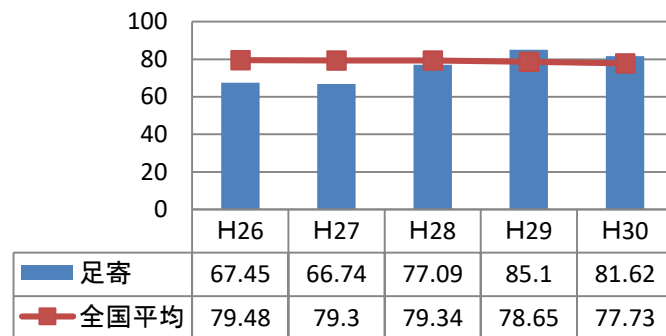
料金回収率は給水原価を供給単価で除したもので、100%を割り込むと「原価割れ」ということになります。28年度まで100%を割り込む勢いでしたが、給水収益の増収により26年度実績まで回復しました。

施設利用率(%)



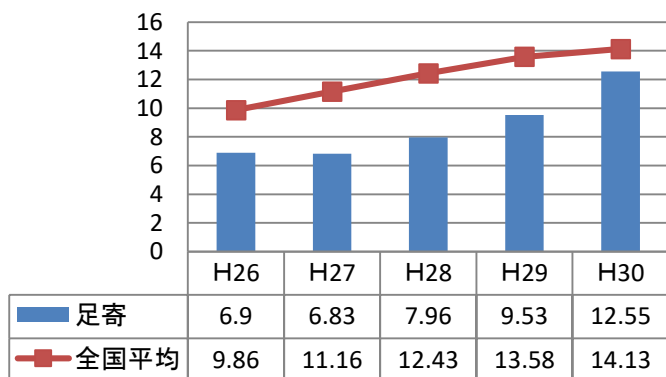
施設利用率は浄水場などの1日平均配水量が、想定の配水量に比べてどのくらい稼働しているかを表します。水需要の低下により年々配水量が下がってきています。

有収率(%)



有収率は年間総配水量のうち料金収入につながった水量の割合を示します。配水管の漏水修繕等で年間総配水量が抑えられ、29年度は過去5年で最高の数値となりました。

管路経年化率(%)



管路経年化率は耐用年数を経過した管路が総数に占める割合を示したものです。全国平均よりは低いものの、年々数値が上昇しており、施設の老朽化が進んでいることが分かります。

5. 職員の状況

水道事業には現在事務職4名の職員が在籍していますが、上下水道室内には簡易水道業務や公共下水道業務と兼務する職員がほかに事務職3名、技術職2名がおり、合計9名が職務に従事しています。

事務職については窓口業務、検針業務、料金収納業務に従事する主なものとし、経営管理部門として適切な料金請求事務や会計事務を行います。窓口業務においては水道使用についての疑問や困りごとなど、利用者に快く水道を利用してもらえるような対応を心がけ、検針業務においては正確な検針と漏水などを原因として過大に利用していないかなど水道利用状況の把握を的確に行い、料金収納においては使用者負担の平等を念頭に、長期にわたる料金滞納には条例に基づき停水処分を行うなど、水道料金の確実な徴収を行っています。

技術職は水道(上水道)、簡易水道、公共下水道と三つの業務を2名で担い、かつ当町は日本でも有数の広大な行政面積であるため、巡視業務だけでも長時間の移動を要し、漏水事故などの緊急時には応急対応に従事し、平時においては施設更新など投資計画の立案、施工なども行っています。

水道事業の技術職には専門的な知識が必要なことはもちろんですが、水道施設の状況把握、災害発生時の迅速な対応、関係機関との連携などその担う業務が幅広いため、多くの経験を必要とします。しかしながら、現職の技術職員が高齢化し退職した後は、その知見の継承が近い将来において危ぶまれています。なお、施設の巡視・清掃業務、給水装置の開閉栓業務、メーター検針業務については民間業者に委託し、効率的な業務の推進に努めています。

第3章 経営方針

水道事業の現状を踏まえ、経営方針は次のとおりとします。

①安全な水を、永続的かつ安定的に供給する水道

常盤地区周辺に位置する森林からの湧水を水源とする上水道は、きれいな水の浄水方法である緩速ろ過法によって浄化され、各家庭などに配水しています。この仕組みを永続的なものとする為に、浄水施設や各種水道管などの施設を随時点検し、老朽化のため安全性に不安のある施設を優先的に更新し、耐用年数を経過した施設については随時更新していきますが、今後給水収益が減少していくなど財源には限りがあることから、可能な限りの費用抑制を試み、住民生活に欠かせないきれいでおいしい水を安定的に供給していきます。また、安全な水道水の供給のため水安全計画を策定し、定期的な水質検査などを行って水質管理を充実させていきます。

②災害に強い水道

地震や風水害は突発的に発生し、住民生活に大きな被害をもたらします。マグニチュード7以上の大地震が起きれば耐震基準に満たない浄水場は大きく破損し、耐震性能を持たない水道管からは漏水が発生し、また台風やゲリラ豪雨による強い雨風は地面を洗掘して水道管などを露出させ、大規模な断水が発生するおそれがあります。

自然の脅威に対しできることは限られますが、施設の耐震化、老朽した水道管の更新を計画的に進めて災害に強い水道施設を築いていきます。それでもなお断水が発生した際には、「上下水道事業業務継続計画」に基づき、関係機関と連携を取りながら迅速かつ的確な応急措置を行って一刻でも早い復旧を行い、給水車両等による応急給水活動によって住民生活への負担を軽減できるよう努めます。

職員については年に一度、災害復旧と応急給水に関する訓練を実施し、緊急事態に迅速に行動できるよう備えていきます。また、技術職員の研修や育成を積極的に行い、知識と経験の継承を確実に行っていきます。

③安定した経営の元で供給される水道

29年に実施した料金改定により、当面の健全経営は確保されたものの、常盤浄水場の耐震化へ投資した後は内部留保資金が大幅に減少することが予想され、再度の経営危機に陥ることが危惧されます。今後消費税の増税が見込まれる中、健全経営のために必要なときは料金の値上げや経常経費の見直しを行い、水道水を永続的かつ安定的に供給することのできる経営体制を作り上げていきます。

第4章 投資・財政計画

1. 投資計画

(単位:千円 税込)

上水道配水管敷設替事業

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
14,300	11,000	21,000	21,000	22,000	13,000	30,000	8,450	26,000	

道路改良事業に伴う配水管拡張事業

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,000		23,790	9,300					

道路改良事業に伴う配水管移設事業

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
12,700		6,750	9,300	5,700	14,580				

公共下水道事業に伴う配水管移設事業

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
25,500	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220

上水道計装装置更新事業

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200

常盤浄水場改修事業

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					150,000	150,000			

合計

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
58,700	22,420	36,170	62,510	45,420	186,000	188,420	16,870	34,420	8,420

配水管敷設替えなどの配水管更新事業については年間2千万円から3千万円、浄水場の管理装置を整備する計装装置更新事業には年間500万円程度の整備費を予定しています。常盤浄水場改修事業については令和7年度に施設設計と配水池施設の更新を行い、令和8年度に浄水施設などその他施設部分について更新を行う予定です。これらの財源については、主に建設改良積立金を充てることとなりますが、企業債の借り入れや工事負担金、耐震化に係る国庫補助なども併せて活用していきます。

2. 財政計画

【収益的収支の計画】

(単位:千円, %)

区 分		年 度									
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	139,540	138,145	136,764	135,396	134,042	132,702	131,375	130,061	128,760	127,473
	(1) 料 金 収 入	138,549	137,164	135,792	134,434	133,090	131,759	130,442	129,137	127,846	126,567
	(2) 検 (審) 査 手 数 料 (B)	991	981	971	962	952	942	933	924	914	905
	2. 営 業 外 収 益	29,052	29,623	29,348	29,885	29,609	30,221	31,487	34,189	33,354	33,354
	(1) 補 助 金	4,645	4,645	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905
	他 会 計 負 担 金	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465
	消 火 栓 補 修 等 負 担 金	1,180	1,180	440	440	440	440	440	440	440	440
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	24,062	24,633	25,098	25,635	25,359	25,971	27,237	29,939	29,104	29,104
	(3) そ の 他 雑 収 益	345	345	345	345	345	345	345	345	345	345
	収 入 計 (C)	168,592	167,768	166,112	165,281	163,651	162,923	162,862	164,250	162,114	160,827
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	136,047	137,243	136,015	139,970	140,023	143,195	139,044	143,642	142,723	142,723
	(1) 職 員 給 与 費	32,117	32,117	32,117	32,117	32,117	32,117	32,117	32,117	32,117	32,117
	基 本 給	16,105	16,105	16,105	16,105	16,105	16,105	16,105	16,105	16,105	16,105
	そ の 他	16,012	16,012	16,012	16,012	16,012	16,012	16,012	16,012	16,012	16,012
	(2) 経 費	35,199	35,211	34,451	38,023	38,016	40,569	34,236	34,243	34,236	34,236
	修 繕 費	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077
	そ の 他	31,122	31,134	30,374	33,946	33,939	36,492	30,159	30,166	30,159	30,159
	(3) 減 価 償 却 費	68,731	69,915	69,447	69,830	69,890	70,509	72,691	77,282	76,370	76,370
	2. 営 業 外 費 用	12,198	11,500	9,594	6,076	9,813	2,133	△ 5,219	10,455	11,646	11,646
	(1) 支 払 利 息	3,775	3,542	3,364	3,239	2,988	2,794	2,880	3,377	3,151	3,151
(2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	8,423	7,958	6,230	2,837	6,825	△ 661	△ 8,099	7,078	8,495	8,495	
支 出 計 (D)	148,245	148,743	145,609	146,046	149,836	145,328	133,825	154,097	154,369	154,369	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	20,347	19,025	20,503	19,235	13,815	17,595	29,037	10,153	7,745	6,458	
特 別 利 益 (F)											
特 別 損 失 (G)											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	20,347	19,025	20,503	19,235	13,815	17,595	29,037	10,153	7,745	6,458	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											

【計画の詳細】

◆営業収益

- ・料金収入～人口減少率に合わせ、毎年1%の減少を見込んで算定しています。
- ・検(審)査手数料～平成27～29年度の平均に毎年1%の減少を見込んで算定しています。

◆営業外収益

- ・補助金～料金算定システムの保守委託に関する負担金、消防設備の保守や修繕に関する負担金等、外部から得る負担金を固定収益として計上しています。
- ・長期前受金戻入～固定資産取得時に受けた補助金について償却し、その見合い分を年度ごとに収益化した実際の現金収入を伴わない収益です。補助金や工事負担金等を財源に含む資産の取得または除却によって増減します。

◆営業費用

- ・職員給与費～俸給額が大幅に変動することは少なく、異動による職員の経験年数、人数や年齢によって変動します。
- ・経費～水道管路の修繕管理、メーター検針などの料金算定事務、水質検査など水道業務を運営していくための経費で、大きく変動しないものと見込んでいます。
- ・減価償却費～資産取得の翌年から償却年数に合わせて年度ごとに計上される費用です。実際の現金支出を伴いません。

◆営業外費用

- ・支払利息～建設改良費の財源として借り入れた企業債の利息。借入の時点で償還額や利率が決まっています。現在の償還残高を基に計上しています。
- ・経常損益～経常利益から経常損失を差し引いたものです。毎年700万～2500万の経常利益(純利益)を見込んでいますが、これについては減債積立金及び建設改良積立金に積み立てられる見込みです。

【資本的収支の計画】

(単位:千円)

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		資本的 収入	1. 企業債償還 資本費平準化債	10,000		20,000	20,000	20,000	85,000	95,000	
2. 他会計出資金											
3. 他会計補助金											
4. 他会計負担金	8,844		6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633
5. 他会計借入金											
6. 国(都道府県)補助金							37,500	37,500			
7. 固定資産売却代金											
8. 工事負担金	15,514		8,503	11,253	24,323	11,503	14,003	8,503	8,503	8,503	8,503
9. その他											
計	34,358		15,136	37,886	50,956	38,136	143,136	147,636	15,136	15,136	15,136
資本的 支出	1. 建設改良費 うち職員給与費	58,700	22,420	36,170	62,510	45,420	186,000	188,420	16,870	34,420	8,420
	2. 企業債償還金	11,747	11,980	12,618	12,860	13,588	13,334	13,353	12,844	13,551	13,158
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他										
	計	70,447	34,400	48,788	75,370	59,008	199,334	201,773	29,714	47,971	21,578
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額		36,089	19,264	10,902	24,414	20,872	56,198	54,137	14,578	32,835	6,442
補てん 財源	1. 損益勘定留保資金	36,089	19,264	10,902	24,414	20,872	56,198	54,137	14,578	32,835	6,442
	2. 利益剰余金処分量										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他										
計		36,089	19,264	10,902	24,414	20,872	56,198	54,137	14,578	32,835	6,442
補てん財源不足額											
他会計借入金残高											
企業債残高		217,849	216,102	204,122	211,504	218,644	225,056	296,722	378,369	365,525	351,974

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		4,645	4,645	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金		4,645	4,645	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905
資本的収支分		8,844	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金		8,844	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633	6,633
合 計		13,489	11,278	10,538	10,538	10,538	10,538	10,538	10,538	10,538	10,538

【計画の詳細】

◆資本的収入

- ・企業債～建設改良において、その費用をその工事を行った年においてのみ負担させることが適当でない判断されるとき、負担を平準化させるために財務省や関係機関から財源の借入れを行います。今回の計画では水道管の敷設替えと常盤浄水場の耐震化工事において借入れを予定しています。
- ・他会計負担金～消防設備の設置など、他の会計が負担することが適当とみられる建設改良費に充てる財源としてもらう負担金です。
- ・国(都道府県)補助金～国や道の補助金については、常盤浄水場の耐震化工事において、生活基盤施設耐震化等交付金などを活用する予定です。
- ・工事負担金～道路工事や橋の架け換えなどで埋設(添架)されている水道管を移設する必要があるとき、その移設工事を行うにあたって、工事主体(国や地方自治体など)からの移転補償費を財源としてもらう負担金です。

◆資本的支出

- ・建設改良費～老朽化した水道管の敷設替えや浄水場の計装装置整備など、新たな設備を設けたり更新したりして、設備の耐用年数を延長させる工事などを行うための費用です。
- ・企業債償還金～企業債の建設改良費の財源として借入れた企業債の償還元金です。現在の償還見込額に今後の借入額を加えて計上しています。

◆補てん財源

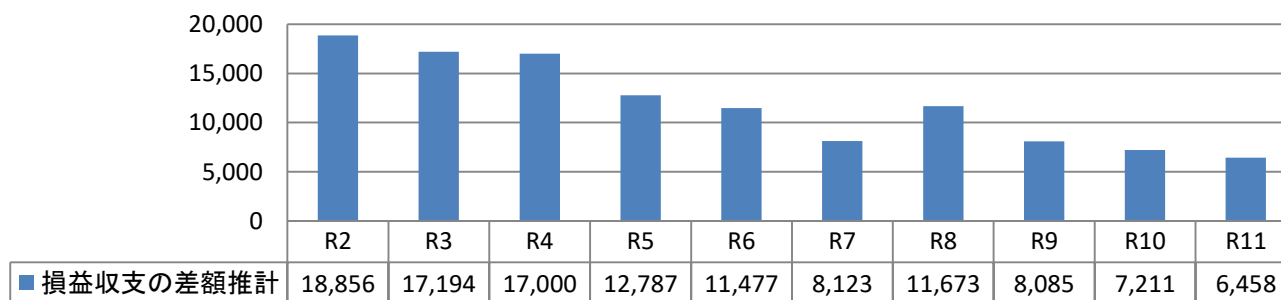
資本的収支における不足額は、損益勘定留保資金(長期前受金戻入分を除いた減価償却費+固定資産除却費)や消費税及び地方消費税資本的収支調整額(資本的支出の消費税から資本的収入の消費税を差し引いた額)、建設改良積立金で補てんしています。

第5章 今後の経営見込み

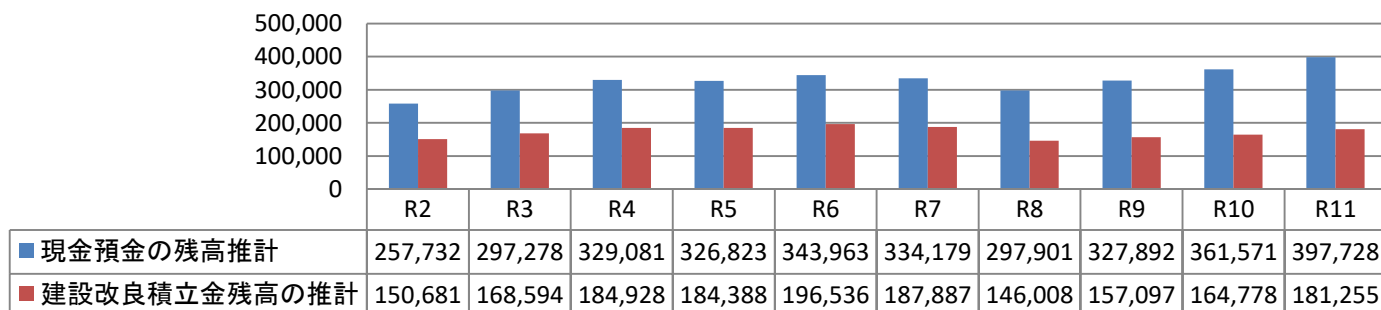
1. 将来的な見通し

平成29年4月に実施した料金改定により、当面は安定した経営が見込めるようになりました。令和8年度以降に常盤浄水場の耐震化工事などの大規模な事業投資を行った後は、内部留保資金や建設改良積立金が一時的に減少するものの、以降も700万円程度の経常利益が毎年見込まれるため、減少した建設改良積立金は徐々に回復していく見込みです。しかし、借り入れた企業債の償還残高が耐震化工事によって一気に増え、借入から5年後の令和15年度以降には償還額が一気に急増することが予想されるため、以降も慎重かつ計画的な投資管理を続けていく必要があります。

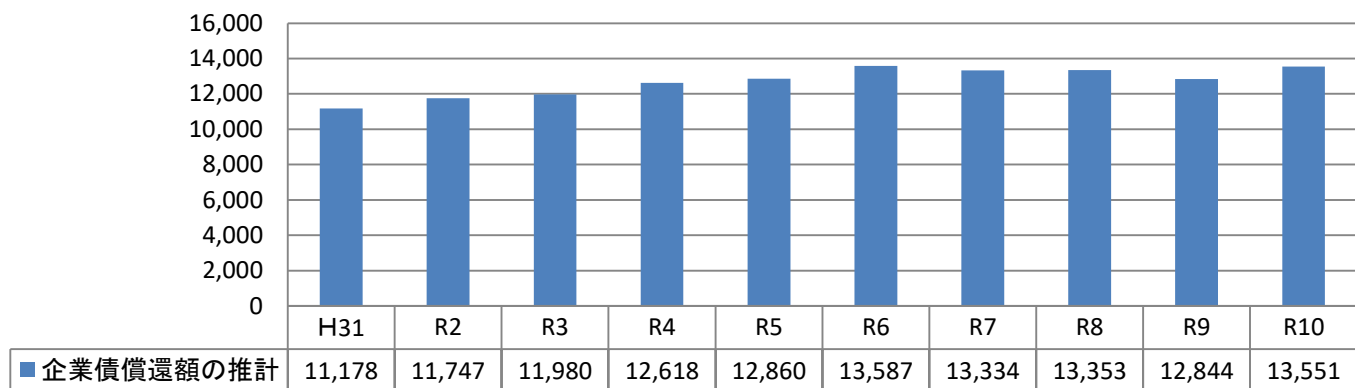
税抜損益収支の差額推計(千円)



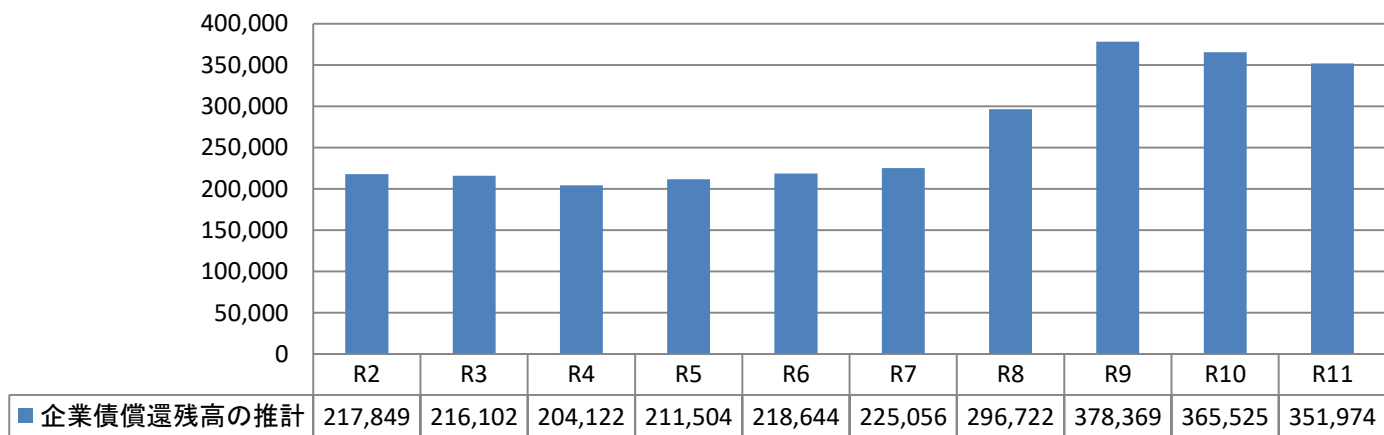
現金預金・建設改良積立金の推計(千円)



企業債 償還額の推計(千円)



企業債 償還残高の推計(千円)



※令和8・9年に浄水場の改築があるため、償還残高が増加します。なお、元本の償還は借入してから5年後です。

2. 料金の状況

現在の料金体系は以下のとおりです(税抜き)。

種類及び区分	基本水量	料 金		備 考
		基本料金	超過料金	
家事用1	8m ³	1,972 円/月	185 円/m ³	ひと月の使用量が5m ³ を超えるもの
家事用2	5m ³	1,231 円/月	—	ひと月の使用量が5m ³ を超えないもの
業務用	15m ³	4,240 円/月	240 円/m ³	
団体用	15m ³	4,527 円/月	287 円/m ³	
工業用	40m ³	9,351 円/月	222 円/m ³	

平成29年4月、20年ぶりに水道料金(基本料金・超過料金)について加重平均約20%の値上げを行いました。その結果経営状態は大きく改善され、老朽化した施設の更新費用を賄えるだけの資金計画を立てることができるようになりましたが、今後も給水人口の減少に伴って給水収益も減少し、純利益においては10年後の令和11年度に料金改定前の数字まで落ちてくることが予想され、将来経営のために再び料金の値上げを検討する必要があるものと考えられます。

その場合、消費税増税時には増税分の値上げを行うなど、適切な時期に適切な料金のあり方を検討しなければ前回改定のように20%以上の大幅な値上げに踏み切ることになりかねないことから、5年おきに料金改定の検討を行い、必要に応じて料金改定専門委員の会議を開催して経営状況や将来推計についての議論を経て適切な料金改定を図っていきます。

3. 水道事業の広域化及び民間企業活用の計画について

給水人口の減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う投資費用の増高、水道技術職員の減少など、水道事業を取り巻く未来は決して明るくありません。こうした中で、経営や施設管理等を自治体の枠を超えて統合し永続的な事業経営を目指していく「広域化」や、施設などは自治体の資産としながらその運営について民間企業に事業運営を委託する「官民連携」も事業継続のための選択肢として提唱されています。

現在は全国でも有数の行政面積を有し、豊富な湧水を水源とする当町の水道事業が近隣の自治体と統合するメリットは見当たらず、経営状態も現在は良好であることから当面は広域化について検討していません。また、官民連携については民間企業に浄水場や配水池などの施設巡視とメーター検針業務、止水栓の開閉業務を委託していますが、その他料金算定や工事発注、監理等については直営としています。

しかしながら上述のような将来課題があることから、それらとしっかり向き合い、どのような方法をとるのが事業継続の道としてふさわしいのか、今後検討していかなければなりません。